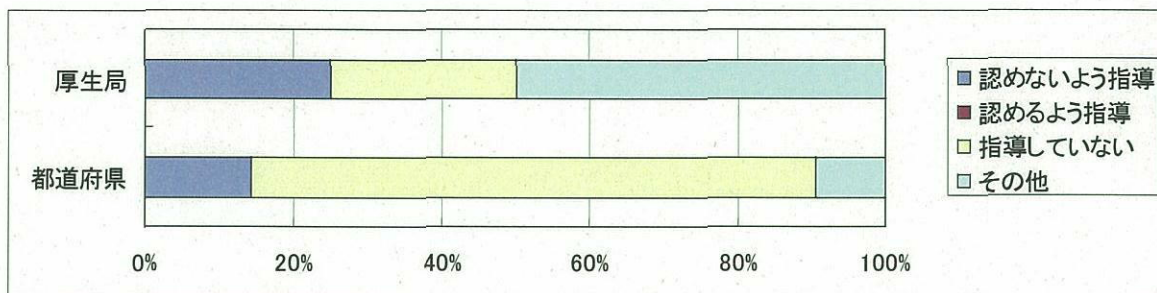


### 3 昼間課程から夜間課程・通信課程等への転入

#### ア 課程間の転入に関する指導状況

昼間課程から夜間課程・通信課程へ、又は、夜間課程・通信課程から昼間課程等への転入所について、「認めないよう指導している」厚生局は2件（25.0%）、都道府県は3件（14.3%）となっている。

なお、認めないよう指導している場合であっても、「就学期間内に必要な教科科目等が履修できるれば認める」としている厚生局は4件（50.0%）、都道府県は1件（4.8%）となっている。



※ 都道府県については、「立入検査を実施している」と回答した21件を100%としている。

#### イ 課程間の転入の状況

養成施設では、「転入を認める」は77件（18.2%）、「認めてない」は222件（52.2%）となっている。

なお、転入を認めている養成施設77件について、「条件あり」は34件（44.2%）、「条件なし」は43件（55.8%）となっている。

